



29教総第193号
平成29年6月7日

公益財団法人晴嵐館
大池 茂樹 様

愛知県知事
大村 秀章



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成29年6月17日から平成34年6月16日まで